

車両積載区域の電気設備の要件に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

車両積載区域の電気設備の要件に関する事項

改正理由

IACS は、SOLAS に規定されている自動車運搬船の車両積載区域及びロールオン・ロールオフ区域に装備される電気機器に関する要件の解釈として、2007 年に当該電気機器の取扱いを明確にした統一解釈 SC43 (Rev.2) を採択した。

今般、IACS 統一解釈 SC43 (Rev.2) に基づき関連規定を改めた。

改正内容

自動車運搬船の車両積載区域及びロールオン・ロールオフ区域に装備される電気機器として、安全増防爆型構造、樹脂充填防爆構造、粉体充填防爆構造または油入防爆構造を持つ電気機器が使用できる旨を規定した。